

【アメリカ】2015年度国防授權法の日本関連条項

海外立法情報課 新田 紀子

* 2015年度国防授權法が、2014年12月19日、大統領の署名を経て成立した。日本に関連する条項(ミサイル防衛、日本の安全保障、海洋安全保障、米軍再編)を紹介する。

2015年度国防授權法案は、下院法案(H. R. 4435)が2014年3月11日に下院を通過し、上院法案(S. 2410)が2014年4月7日に上院を通過した後、2014年12月3日付上院軍事委員会のプレス・リリースで、上下両院軍事委員会の軍事委員長・少数党筆頭委員間で法案の内容が合意された旨発表された(注1)。その後、合意案(H. R. 3979)が両院の議決を経て、2014年12月19日、大統領の署名により成立した(P. L. 113-291)(注2)。2015年度国防授權法には、日本に関連する条項(北東アジアにおけるミサイル防衛協力、日韓両国との安全保障協力の再確認、海洋安全保障戦略に関する報告書、アジア太平洋地域における海兵隊の再編)が含まれている。以下に、これらの条項(概要)を紹介する。

1 ミサイル防衛の協力に関する議会の意思表明

第1255条 北東アジアにおけるミサイル防衛の協力

- (a) 米日韓3か国間のミサイル防衛の協力を増大させることは、北東アジアにおける米国の同盟国の安全保障、米国の前方展開軍の防御、及び朝鮮半島からの脅威に対する米国による保護を向上させることになるということが議会の意思である。
- (b) 国防長官は、米日韓3か国間のミサイル防衛協力を強化する機会を特定し、朝鮮半島からの脅威に対処する短距離ミサイル・ロケット・防空砲(artillery defense)能力向上のためのオプションを評価するためのアセスメントを実施しなければならない。
- (c) (アセスメントに含まれる内容)(略)
- (d) ((b)のアセスメントについて、国防長官による議会の国防関係委員会[上下両院の軍事及び歳出委員会]へのブリーフィング義務)(略)

2 日韓両国との安全保障協力

本条項は、法案審議の初期の段階では、下院案に米国と日本、韓国それぞれとの安全保障協力が別の条項に記されていたが、最終的に成立した法では、1つの条項(第1258条)にまとめられた(注3)。

第1258条 日韓両国との安全保障協力を再確認する議会の意思表明

以下は議会の意思表明とする。

- (1) 米国は、アジア太平洋地域の平和と安全保障の礎(cornerstones)として、民主主義、法の支配、自由かつ開かれた市場及び人権尊重という価値の共有に基づく日米・米韓

同盟を重視する。

(2) 米国は、日本の最近の防衛費増加、国家安全保障戦略の策定、国家安全保障会議のような安全保障機関の設置とともに、日本が地域や世界の平和・安全保障により積極的に (more proactively) 貢献することを可能にする集団的自衛権に関する新しい政策を歓迎する。

(3) 米国は、日本政府に対し、「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動する」(注 4) と定めた日米安全保障条約第 5 条へのコミットメントを再確認する。

(4) (米韓防衛関係) (略)

(5) (北朝鮮の朝鮮半島、北東アジアへの脅威と米韓両国の対応) (略)

(6) 米国は、相互の利益を推進し、共通の懸念に取り組むため、日韓両国との、また日韓両国間における安全保障上の一層の協力を歓迎する。

3 海洋安全保障戦略報告書

第 1259 条 アジア太平洋地域における海洋安全保障戦略に関する報告書(概要)

(a) 本法成立の 180 日後までに、国防長官は議会の国防関係委員会 [上下両院の軍事及び歳出委員会]、上下両院の外交委員会に、南シナ海及び東シナ海に特に重点を置いた、アジア太平洋地域における海洋安全保障に関する国防省の戦略の概要を示す報告書を提出しなければならない。

(b) 報告書に含まれるべき内容は次のとおり。

(1) 南・東シナ海における中国の行動が、対立する海洋領有権の主張及びこれらの海域における米国の安全保障上の利益の現状に及ぼす影響

(2) アジア太平洋地域における中国の海軍その他の海洋戦略及びその能力

(3) 中国のアクセス拒否 (anti-access and area denial, A2/AD) 戦略及び能力

(4) 米国の軍事力、作戦、態勢

(5) 2 国間又は地域の海軍等による海洋能力構築イニシアチブの現状及び計画

(6) 南・東シナ海における誤算や緊張の可能性を減じるために、当該戦略が米中の軍同士の関係に影響力を及ぼす効果の評価

(7) その他

(c) 本報告書は非機密文書でなければならないが、機密扱いの付属文書を含めることができる。

4 海兵隊の再編

2015 年度国防授權法案に関する上下両院軍事委員会の合意についての合同説明文書 (注 5) によれば、2014 年度国防授權法で定められている、海兵隊の沖縄からグアムへの移転実施にかかわる建設活動の禁止 [条項] (注 6) を廃止し、代わりに、2014 年 7 月に国防省が議会に提出した「グアム基本計画」(注 7) を反映した工事費用の上限

額を設定している。

第 2821 条 アジア太平洋地域における海兵隊の再編(概要)

- (a) 「グアム - 北マリアナ諸島連邦への軍事移転 (2012 年再編のロードマップの調整 (注 8))」に関する補足的環境影響評価に従い、海兵隊のグアム移転に関する決定の記録 (注 9) の実施のための建設活動の制限を取り払い、代わりに 87 億 2500 万ドルを総建設費の上限として設定する。
- (b) グアムの公共インフラ開発への支出の制限を継続する。

注(インターネット情報は 2015 年 1 月 20 日現在である。[]は筆者による補足。)

- (1) 2014 年 12 月 3 日付上院軍事委員会プレス・リリース <<http://www.armed-services.senate.gov/press-releases/senate-committee-on-armed-services-reach-agreement-with-house-counterparts-regarding-the-national-defense-authorization-act-for-fiscal-year-2015>> 参照。
- (2) “Carl Levin and Howard P. ‘Buck’ McKeon National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2015” <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CPRT-113HPRT91496/pdf/CPRT-113HPRT91496.pdf>>
- (3) 「【アメリカ】日本の安全保障へのコミットメントに関する決議案」『外国の立法』No. 260-2, 2014.8, pp. 41-42. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8716594_po_02600215.pdf?contentNo=1> 参照。
- (4) 日米安全保障条約第 5 条 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/jyoyaku.html>> 参照。
- (5) 2015 年度国防授權法付属上下両院軍事委員会合同説明声明<http://armedservices.house.gov/index.cfm/files/serve?File_id=78ED7A79-9066-43FD-AA75-1D8F14B4B4A2> 参照。
- (6) 在沖縄海兵隊のグアム移転に関する予算の授權・支出を認める条件は、2012 年度国防授權法で定められた。新田紀子「【アメリカ】普天間基地移設問題に関連する国防授權法の成立」『外国の立法』No. 250-1, 2012.1, pp. 35-36. <<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/pdf/02500113.pdf>> 参照。その後、2014 年度国防授權法では、2012 年度国防授權法の条件が部分的に修正された結果、支出が一部例外的に認められた。「【アメリカ】2014 会計年度国防授權法案の合意と在日米軍再編関連予算」『外国の立法』No. 258-1, 2014.1, pp. 42-43. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8407344_po_02580115.pdf?contentNo=1> 参照。
- (7) 国防授權法に記載されている条件 (注 6 参照) の 1 つとして国防省に求められていたもので、2014 年夏に国防省が提出した。Emma Chanlett-very, Ian E. Rinehart, “The U.S. Military Presence in Okinawa and the Futenma Base Controversy,” CRS Report, August 14, 2014 <<http://fas.org/sgp/crs/row/R42645.pdf>> 参照。
- (8) 日米安全保障協議委員会 (「2+2」) 共同発表。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/pdfs/point_120427.pdf> 参照。
- (9) 海兵隊のグアム移転に関する 2010 年決定の記録を指すと思われる。(決定の記録の公表に関する海軍の発表 <http://www.navy.mil/submit/display.asp?story_id=56105>、決定の記録本文 <http://www.guambuildupeis.us/documents/record_of_decision/Guam_Record_Of_Decision_FINAL.pdf>)